

2007 三豊市入札制度改革(試行)案

制度改革要旨

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）において、一般競争入札を拡大し競争性、透明性を高めることが談合防止のための有効な方策であるとされているが、地元中小企業の受注が難しくなるという側面もある。一方では、官公需法などによる中小企業の受注機会の確保の要請があるのも事実である。また、地元中小企業は当該地域で災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きい。

このため、三豊市における入札制度については地域産業の育成にも配慮しつつ、透明性と競争性の確保も図る必要があるとの観点から試行的に順次制度の改革を進めることとする。

I. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

1) 入札参加資格基準の見直し（平成 19 年 6 月 1 日発注工事から適用）

ランクの統合（簡素化）

土木工事	A、B、C、D	→	A、B、C
建築工事	特A、A、B、C	→	A、B、C
舗装工事	A、B	→	A、B
電気工事	特A、A、B、C	→	A、B、C
管工事	特A、A、B、C	→	A、B、C
水道施設工事	A、B、C、D	→	A、B、C
その他	A、B、C	→	A、B、C

グループ制の見直し廃止

A、Bランクはランク内細分化（グループ）を廃止、Cランクはグループ制を残す（土木工事）

	平成 18 年度	平成 19 年度～
Aランク	a (9)、b (9)	18社
Bランク	a (11)、b (11)	18社
Cランク	a (11)、b (8)、c (9)、d (8)	a (19)、b (14)、c (11)、d (16)、e (13)
Dランク	a (10)、b (11)	

水道施設工事の指名基準の明確化、入札事務の一元化

水道局独自のグループ制を廃止し、資格基準によるランク制に統一する

水道局管理課での工事入札を廃止し、一般の工事と同様に市管財課で入札を行なう

港湾工事の指名基準の明確化

旧町で港湾工事実績のある者からの選定を廃止し、土木一般の指名方法に統一する

指名参加資格の拡大

香川県の審査総合評点（客観点数+技術点数）を基に、資格点数を有する者はすべて有資格ただし、業種によっては香川県の指名実績等を勘案する。

II. 公正な競争促進のための入札方法の改善

1) 一般競争入札の範囲拡大・・・（平成 19 年 9 月 1 日発注工事から適用）

平成 18 年度		平成 19 年度～	
工種	金額	工種	金額
全て	5億円以上	建築工事	1億円以上
		上記以外	5千万円以上

